

情報公開・個人情報保護規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）における情報の透明性及び説明責任（アカウンタビリティ）の重要性に鑑み、情報を公開するに際して、定款第58条に基づき、その内容の取扱いに関する事項及び定款第59条に基づき、構成員の個人情報の保護に関する事項を規定する。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）ホームページとは本会議所が定めるサーバー内にあるウェブサイトをいう。
- （2）個人情報とは正会員及び関係者の住所・電話番号・生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書きと共に用いる氏名は除く。
- （3）会員とは本会議所定款第6条に定める会員をいう。

第3条（情報公開の対象）

情報の公開にあたり、本会議所の有する既往5年間の全ての公式文書をその対象とする。

2. 全ての文書とは定款第57条第1項に規定するものを基本とし、その他会議上程資料、議事録等を言う。

第4条（文書の保管）

本会議所事務局は、情報公開に速やかに対応できるよう、全ての公式文書を整理保管しなければならない。

第5条（個人情報の保護）

個人情報は原則として公開しない。ただし、情報公開責任者が必要と判断した場合においては本人の同意を前提として公開することができる。尚、個人情報を書面（電磁的記録を含む、以下同じ。）で本人から直接取得する場合は、その利用目的を本人に予め明示しなければならない。

第6条（情報の公開方法）

情報の公開は、原則として本会議所のホームページ上で行うものとする。

2. ホームページ上に公開している情報以外の情報に関して第14条に定める開示請求があった場合は印刷文書又は複写資料により情報を公開することができる。

第7条（情報公開の原則）

第3条の情報以外に本会議所は、必要に応じて、ホームページ上、又はその他の広報媒体を通じ、以下の情報を公開することができる。

2. 公開にあたっては本会議所の品格・立場を辱めないよう考慮し、又、構成員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。
 - （1）広く一般に対し、本会議所の運動及び活動を浸透させるために発信する情報
 - （2）会員及び構成員に対しその青年会議所運動の援助をするために発信する情報
 - （3）会員及び構成員相互の情報交換のために発信する情報及びその情報交換のための場の提供

第8条（情報公開の承認および削除）

情報の公開にあたっては本会議所の情報公開責任者の承認を得なければならない。削除・修正・追加についても同様とする。

第9条（著作権）

本会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、すべて本会議所に属する。

第10条（責任者及び責任範囲）

本会議所事務局長は、情報公開に際し、サーバー内にある本会議所のホームページに公開された全ての情報及び情報開示請求にともなって公開された全ての情報について責任を負う。

2. 事務局長はこの規程に定めるものの他、情報公開に関する定めを規定する必要がある場合、別途、指針・要領・細則・ガイドライン等を定めることができる。

第11条（運営の承認）

事務局長は、情報公開の適正運営を図るために、情報公開責任者を理事会の承認を得て選任することができる。

第12条（意見徴集）

情報公開責任者は会員及び構成員の意見を採り入れながらホームページ上での情報公開の指揮を執るとともに、情報の開示請求があった場合、事務局長の承認の下、速やかに情報を開示しなければならない。

第13条（情報修正請求）

ホームページ上に既に公開されている情報について、会員又は構成員並びに関係者から修正・削除要求が出され、それについて定款第43条にもとづく理事会の賛成決議があった場合、情報公開責任者は要求の部分を修正・削除しなければならない。

第14条（情報開示請求）

情報公開責任者は国内外問わず、全ての人格からの情報開示請求に対し、速やかにその求めに応じなければならない。

第15条（情報開示窓口）

情報開示請求の窓口は、原則として本会議所事務局とする。

第16条（情報開示条件）

情報公開責任者は、情報開示の請求があった場合、その情報が会員及び構成員又は関係者のプライバシーを侵害する恐れがある場合、理由を明示してその情報の全部又は一部を非開示とすることができる。

第17条（費用の請求）

情報公開責任者は、情報開示請求に関し、郵送料・複写料等の費用が生じた場合、情報開示請求者に対しその費用を請求することができる。

附 則

本規程は2013年1月23日より施行する。